

タックスヘイブン対策税制の適用範囲

—キャドバリー・シュウェップス事件の欧州裁判所判決等を手がかりにして—

「税務弘報」2007年10月号53頁～66頁

税理士 安部 和彦

1. はじめに

本稿は、最近の我が国におけるタックスヘイブン対策税制¹による課税事案及び適用について疑義がある事案に関し、それが立法趣旨に適った課税となっているのか、そうでない場合には適用範囲が限定されるべきではないかという点について、実務家の立場から考察するものである。また、昨年、イギリスのタックスヘイブン対策税制であるCFC(Controlled Foreign Company、被支配外国会社)税制について争われた、キャドバリー・シュウェップス事件に関する欧州裁判所(European Court of Justice, ECJ)判決²の内容を確認し、基本的な制度の枠組みが日本とイギリスとで類似性が高いことを踏まえ、当該判決で展開される法理が我が国のタックスヘイブン対策税制の解釈においても適用できないか、検討する。さらに、現行のタックスヘイブン対策税制の法令等の解釈において疑義がある事項につき、その解釈の道筋と立法の方向性についても併せて検討する。

2. 最近のタックスヘイブン対策税制をめぐる課税問題

(1) 我が国のタックスヘイブン対策税制の概要

我が国のタックスヘイブン対策税制の基本的な枠組みは、次の通りである。すなわち、居住者又は内国法人等によってその発行済株式等³の50%超を直接又は間接に保有されている外国法人(外国関係会社)で軽課税国に本店等を有するもの(特定外国子会社等)の留保所得のうち、直接又は間接にその発行済株式等の5%以上を単独又は同族株主グループと共同で保有する内国法人のその保有する株式等に対応する部分の金額(課税対象留保金額)は、その特定外国子会社等の事業年度終了の日以後2月を経過した日の属する内国法人の各事業年度の所得の金額に合算して課税するというものである。この場合、特定外国子会社等の判定は、各事業年度の租税の負担割合が25%以下であるかどうかにより行う。

¹ 本稿では、特に断りのない限り、内国法人に対して適用されるタックスヘイブン対策税制について検討する。

² *Cadbury Schweppes plc, Cadbury Schweppes Overseas Ltd v Commissioners of Inland Revenue, Case C-196/04; judgment of the Grand Chamber of ECJ, on 12 September 2006.*

³ 平成19年度の税制改正で、議決権(剰余金の配当等に関するものに限る)の異なる株式又は請求権の異なる株式を発行している場合には、株式の数の割合、議決権の数の割合又は請求権に基づき分配される剰余金の配当等の金額の割合のいずれか最も多い割合で50%超を判定することとなった。

ただし、軽課税国に所在する外国法人が独立企業としての実体を有し、かつ、当該軽課税国で事業活動を行うことについて十分な経済合理性があるといった場合等（適用除外要件に該当）には、合算課税が行われないこととなる。これは、正当な海外投資活動は規制対象から外すべきとの趣旨と解されている⁴。

(2) 最近のタックスヘイブン対策税制の課税状況と課税事例

国税庁の統計によれば、以下のように、近年のタックスヘイブン対策税制による課税案件は概ね増加の傾向にあるという。

「調査課所管法人のタックス・ヘイブン税制に係る課税実績」

事務年度	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
件数	68	68	66	76	86
所得金額	52	706	36	487	171

(国税庁ホームページより作成)

このように課税案件が増加しました課税対象所得も増加する中で、最近では、従来のようなペーパーカンパニーを利用した明らかな租税回避事案とはやや趣の異なる事案についても、本税制による課税の可否が問われるようになった。例えば、本税制の具体的な課税事例又は課税され得る具体的事例として、果たして以下のようなケースは実際に国際的な租税回避があったといえるのであろうか。

(ケース 1) 日本企業の海外子会社において、現地の税制上譲渡益の課税がなされない組織再編を行った場合。この場合、我が国のタックスヘイブン対策税制の適用において、租税の負担割合の計算上、当該譲渡益について非課税所得として分母に加算すべきであろうか。仮に加算するとした場合、租税の負担割合が 25%以下となる可能性は高くなる。

(ケース 2) 地域統括持株会社を実効税率 25%以下の国に置いた場合⁵。我が国の多国籍企業が、東南アジアや北米の地域統括機能を日本の本社ではなく地理的に近接した東南アジアや北米の地域毎に置くこと自体には、一般に十分な経済合理性が見出せよう。しかし、現行税法の解釈上、地域統括持株会社の主たる事業を仮に株式等の保有活動とみる場合に

⁴ 水野忠恒『租税法』535 頁。

⁵ 数年前にシンガポールの法人所得税率が 25%を切ったことでこの問題がクローズアップされたが、最近ではアジア全域や欧州での税率引き下げの動きが顕著であり、例えば中国においても来年から 25%に引き下げられる見込みである。

は、適用除外要件に該当しないこととなる。また、持株活動以外とする場合にも、何業とするのか明確ではない。さらに、統括機能以外に、卸売活動、製造活動等の機能を担っている場合、主たる事業は何かという問題が生じる。すなわち、主たる事業の判定は、通達によれば収入金額又は所得の金額、使用人の数、固定施設の状況等を総合的に勘案して判定することとなっているが（措置法通達 66 の 6-8）、その結果仮に統括機能が主たる事業となったときには、どう取り扱うのか不明である。

（ケース 3） 来料加工⁶取引を行っている場合。来料加工とは、一般に、香港に所在の外国企業が中国国内の工場に対して原材料を無償で提供し、中国側は委託者である外国企業の要求する品質、規格、デザイン、商標等に基づき製品を製造加工し、その製品を委託者が全量引き取るという委託加工契約を指す。これは概ね 1980 年代半ばに現れ、その後急速に普及した契約形態であるとされている。我が国企業のみならず外国企業（主として香港、台湾企業）が中国においてこのような来料加工を利用する目的は、①輸入原材料に対する関税が免除される、②来料加工工場が使用する機械の輸入に関し関税と仕入増値税が免除される、といったメリットを享受するためと考えられる。すなわち、我が国企業グループは、通常の場合の場合、主として現地での製造コストを軽減することを目的として来料加工を行っているのであり、決して我が国の租税負担を回避することを意図しているのではない、というのが重要な事実であろう。このような中国と香港にまたがる来料加工という委託加工取引について、我が国のタックスヘイブン対策税制が適用され課税されるという事例が新聞に報道され、また、同様の事案が他にも多数あるといわれており、その中には地裁で係争中の案件もあるようである⁷。このような課税案件においては、タックスヘイブン対策税制の適用に当たり、香港法人の主たる事業が製造業に該当すると認定され、更に製造行為が本店所在地国外である中国⁸で行われており、機械的に適用除外が受けられないと認定され、合算課税の対象となっているようである⁹。

ケース 1 は主として租税負担率の算定方法の問題であり、ケース 2 及び 3 は主として適用除外の要件のうちの主たる事業の解釈の問題であると考えられる。またケース 2 は、例え

⁶ 来料加工の実態については、宮武敏夫「タックス・ヘイブン対策税制と来料加工」『国際税務』Vol.25 No.12, 21-23 頁を参照。なお、最近是中国政府の方針転換により、来料加工のコスト面での利点はなくなりつつあるという報道もなされている。「粗放成長のつけは外資企業に回る」『日経ビジネス』2007 年 5 月 21 日号 58-59 頁。

⁷ 船井電機のプレスリリースによれば、同社は平成 18 年 11 月 16 日に大阪地裁に更正処分の取消訴訟を提訴したとされる。http://www.funai.jp/pressrelease/2006/topic_061116.html

⁸ 宮武前掲注 6 論文 24 頁は、中国と香港とは別個の税制を布いており、所在地国基準の判定に当たっては別個の国・地域と解釈すべきとしている。

⁹ このような見解を採るものとして、橋本秀法「来料加工とタックスヘイブン税制」『税大論叢』52 号 353 頁及び秋元秀仁「最近の国際税務事例における課税問題」『国際税務』Vol.26 No.8 29 頁がある。

ばシンガポールに所在する子会社の場合のように、軽課税国の基準を租税負担率で判定することとなったため新たに問題になったことでもある。いずれのケースについても十分な事業目的ないし経済合理性があり、もっぱら租税回避を目的とするものとは考え難いのであるが、立法趣旨に照らすとどう解釈すべきなのであろうか¹⁰。

3. タックスヘイブン対策税制の立法趣旨

(1) 立法趣旨の検討の重要性

近年国際的な租税回避に係る最高裁判決がいくつか出されているが、その中の都市銀行による外国税額控除の適用が争われた事件¹¹では、「我が国の外国税額控除の制度をその本来の趣旨及び目的から著しく逸脱する態様で利用することにより納税を免れ」たとして、「制度の濫用」を理由に納税者の主張が退けられている。つまり、最高裁は、租税法の解釈につき文理解釈によってはその内容を明確にすることが困難な場合には、規定の「本来の趣旨及び目的」に立ち返って明らかにするという原則を改めて示している。これは金子名誉教授の「文理解釈によって規定の意味内容を明らかにすることが困難な場合に、規定の趣旨目的に照らしてその意味内容を明かにしなければならないことは、いうまでもない。¹²」という租税法上の通説とも符合する。ここに、租税法の適用及び解釈において、立法趣旨の検討の重要性が明らかにされている。したがって、タックスヘイブン対策税制の適用に当たっても、租税法の文言を形式的、機械的に当てはめるのではなく、立法趣旨を踏まえて解釈を吟味し、その適用範囲を検討することが重要なのは言うまでもないであろう。

前章の3つのケースについては、いずれも文理解釈上本税制が適用されるのかどうかは必ずしも明確ではない。そのような場合には、立法趣旨に立ち返った適用の検討が必要不可欠と考えられ、それをなおざりにした租税法の文言の形式的、機械的な当てはめに基づく課税は、仮に裁判に持ち込まれた場合には採用される可能性は低いものと考えられる。

(2) 立法の目的と趣旨

昭和53年4月1日に施行されたわが国のタックスヘイブン対策税制の立法の目的と趣旨については、当時の立法担当者の解説書である、高橋元監修『タックス・ヘイブン対策税制の解説』を手がかりにして以下で考察する。

¹⁰ タックスヘイブン対策税制の立法趣旨（政策目的）に照らし、来料加工に対する適用への疑問を投げかけるものとして、中里実「政策税制の政策目的に沿った限定解釈」『税研』129号78-79頁。

¹¹ 平成17年12月19日判決。最高裁平成18年2月23日判決も同旨。

¹² 金子宏『租税法(第12版)』100頁。

同書によれば、「我が国におけるタックス・ヘイブン対策税制導入の背景には、我が国経済の国際化が進み、タックス・ヘイブンを利用した租税回避の事例が見受けられるようになってきたという実態があるが、・・・¹³」とあり、当該税制は、「我が国経済の国際化と国際的な租税回避の事例に対処し、内外における規制の動きにも応えようとしたものである¹⁴」といえる。当該税制導入以前は、法人税法第 11 条の実質所得者課税の原則の規定により、このような租税回避行為を規制していたが、「適用に当たっての所得の実質的な帰属についての具体的な判断基準が明示されていないため、課税執行面での安定性に必ずしも問題なしとしない面があった」ため、「租税回避対策のための明文規定の整備が強く要請されていた。¹⁵」のである。そのような状況下で、政府税制調査会は、昭和 52 年の答申¹⁶において、「近年、我が国経済の国際化に伴い、いわゆるタックスヘイブンに子会社等を設立し、これを利用して税負担の不当な軽減を図る事例が見受けられる」ことから、「税負担の公平の見地」及び「諸外国においてもこれに対処するための立法措置が講じられていること」を考慮して、立法措置を講じることが適当と述べている。すなわち、タックスヘイブン対策税制は、従来の実質所得者課税の原則¹⁷では対応できないような、我が国企業及び居住者によるタックスヘイブンを利用した税負担の不当な軽減、国際的な租税回避を防止するという趣旨で導入された税制であることが分かる。なお、同答申では、併せて「正常な海外活動を阻害しないため、所在地国において独立企業としての実体を備え、かつ、それぞれの業態に応じ、その地において事業活動を行うことに十分な経済合理性があると認められる海外子会社等は適用除外とする。」というように、当該税制の適用除外とされるべき要件を示している。

我が国のタックスヘイブン対策税制は、以上見てきたように、あくまで国際的な租税回避を防止するための税制¹⁸であり、「①異常又は不自然な行為形式をとることにより、②通常の行為形式をとったときと同様の経済目的を達成しつつ、③我が国法人税等の負担を不当に軽減させるような場合においてその異常な行為形式を否認する¹⁹」ことが目的となっている。必ずしも内国課税の繰り延べ(tax deferral)を排除しようとするのがその立法趣旨では

¹³ 高橋元監修『タックス・ヘイブン対策税制の解説』81頁。

¹⁴ 高橋前掲注 13 書 91 頁。

¹⁵ 高橋前掲注 13 書 82 頁。

¹⁶ 昭和 52 年 12 月 20 日付政府税制調査会答申。

¹⁷ 占部教授は、タックスヘイブン対策税制を実質所得者課税の原則の特例、具体化又は精緻化とみるのは適当ではないとしている。占部裕典「タックス・ヘイブン税制と租税条約の抵触関係について」『同志社法学』58 卷 2 号 208-212 頁。

¹⁸ 租税法の理論上もそれが一般的な解釈と考えられる。金子前掲注 12 書 418 頁。

¹⁹ 高橋前掲注 13 書 92-93 頁。これは租税回避行為の一般的な定義と同様の考え方である。金子前掲注 12 書 107 頁。清永敬次『税法(第五版)』43-44 頁。

なかったということに留意すべきである²⁰。

(3) 平成4年度の改正による租税負担割合テストの導入と課税方針の変容

前項で見てきたように、我が国のタックスヘイブン対策税制は国際的な租税回避の防止規定として導入されたのであるが、その後、必ずしもその趣旨・目的には合致しないような事象にまで課税範囲を広げてきているようである。その経緯について以下で見ていきたい。

我が国のタックスヘイブン対策税制は、導入後幾時に渡り細かな改正が行われてきたが、その性格を変えるきっかけとなった改正は、平成4年度の改正ではないかと考えられる。その改正内容の柱は、軽課税国指定制度（いわゆるブラックリスト方式）が廃止され、租税負担割合25%による特定外国子会社等の判定方法（「租税負担割合テスト」）が導入されたことである。この改正の理由は、一般に、①軽課税国の指定に法的な効力を持たせるため機動性に欠け、新たな軽課税国の出現に迅速に対応できない、②軽課税を享受していないとの反証を許さない、③指定国に挙げられることによる外交上の問題がある、といった批判にこたえるものであったと理解されている²¹。この改正は、導入時のブラックリスト方式では機動的に対処できなかった租税回避行為を射程に収めることができるようになったと評価できる反面、それまで全く問題にならなかった外国子会社に対してまで我が国の課税が及ぶ恐れが出てきたのである。すなわち、理論的には、アメリカやドイツのように日本と同レベルの法人実効税率となっている国に所在する法人であっても、我が国と租税条約を締結している国に所在する法人であっても、適用の可能性が出てきたのである²²。また、租税負担割合テストの導入により、税務当局の運用次第では租税回避行為に隣接する取引・事業形態が根こそぎ規制の網にかかるようになったとも言える。先に挙げたケース1及び2がその典型例といえる。したがって、そのような不合理を防止するために、本来はこの改正時に、併せて適用除外要件の見直し及び明確化が必要であったと思われる。それは、ケース3のような新たな取引形態に対処するためにも必要な措置である。

また、この改正で新たに導入された租税負担割合テストは、その解釈をめぐり、企業の実務担当者の頭を悩ませている。そのような問題が生じる主たる理由は、その規定振りが簡

²⁰ 占部裕典『国際的企業課税法の研究』166-167頁。

²¹ 占部前掲注20書174頁。

²² 租税条約締結国であっても租税回避の可能性のあることは導入時にも指摘されていたが、それは例外的であると理解されていたようである。高橋前掲注13書98頁。また、タックスヘイブン対策税制が日本との租税条約締結国に所在する外国法人へ適用されることについて疑問を呈したものとして、中里実「タックスヘイブン対策税制」『国際商取引に伴う法的諸問題(14)』トラス60研究叢書35-49頁がある。ただし、中里教授の問題提起に対しては、占部教授の批判がある。占部前掲注17論文205-277頁参照。

潔すぎることにあると考えられる。当該テストの算式において分母に来るのは本店所在地国の法令の規定により計算した所得の金額に一定の調整を行った金額であるが、本店所在地国の法令により外国法人税の課税標準に含まれないこととされる所得(「非課税所得²³⁾)は加算する(租税特別措置法施行令 39 条の 14 第 1 項)。それでは、ここでいう「本店所在地国の法令により外国法人税の課税標準に含まれないこととされる所得」とは何を指すのであろうか。課税標準から除かれた事業年度のみならずそれ以後の事業年度においても課税対象とはならないような項目が該当するというのは理解できるが、例えば、我が国と同様の適格組織再編により譲渡益の計上が繰り延べられたような場合も含まれるのかは、条文上は判然としない。これは、①当該改正の当時我が国では包括的な組織再編税制が導入されておらず、租税法上の組織再編に伴う課税の繰り延べという概念が十分整理されていなかった、②合算課税の基礎となる未処分所得の金額(租税特別措置法施行令 39 条の 15)については、我が国企業の課税所得金額に直接影響を及ぼすため詳細な規定をおく必要がある一方、租税負担割合テストの計算はそうではないため詳細な規定をおく必要に迫られなかった、といったことが理由ではないかと推測される。仮に租税負担率テストの計算において、海外での組織再編にかかる譲渡益を「非課税所得」に含めるとした場合であっても、それが我が国の法令上の組織再編と同等の要件に基づくのであれば、本邦法令に準拠して未処分所得を計算すれば、結果として合算課税の対象とはならないこととなる。しかし、イギリスのように合併という法形式を採用しない国での組織再編の場合には、この問題は未解決のまま残っている。

また、最近政府税調や財務省は、特に法令の改正があったわけでもないにもかかわらず、なぜか「タックスヘイブン(対策)税制」という名称を後ろに引っ込め、新たに「外国子会社合算税制」という名称を使用するようになった²⁴⁾。これが単なる呼び名の変更にとどまるのであればなんら問題ではないが、課税庁の法解釈、課税方針の「予告のない」変更であるとすれば問題である²⁵⁾。この間にいかなる事情があったかは外部からは分からないが、敢えて推測すれば、1990 年代後半に OECD や EU で議論された「有害な税の競争(Harmful Tax Competition)」の影響が多少なりともあったのではないかと思われる。すなわち、OECD や EU の「有害な税の競争」において問題となった「タックスヘイブン」は、①無税又は名目的な課税しか行っていない、②他国の税務当局からの情報交換依頼に協力的ではない、③当地で実際に事業活動を行わなくても優遇税制の適用が受けられる、といった要件に該当

²³⁾ 『平成 4 年版改正税法のすべて』204 頁は、このような所得を「非課税所得」と称しているが、課税繰り延べとなるような所得が含まれるかについては明示していない。

²⁴⁾ 筆者の調査では、政府税調では平成 14 年 10 月 29 日開催の第 34 回総会の提出資料から、財務省の担当者が執筆する『改正税法のすべて』では平成 16 年度版から使用している。

²⁵⁾ 同様な問題意識からの指摘として、品川克己「タックスヘイブン対策税制の昨今の論点 — 個人投資家への適用、華南の来料加工貿易その他」『国際税務』Vol.25, No.12 16 頁。

する国や地域を念頭においており²⁶、我が国の本税制における軽課税国の範囲よりも狭いものである。したがって、課税庁サイドでは、我が国の平成4年改正後の「外国子会社合算税制（＝タックスヘイブン対策税制）」は、OECDやEUで問題となった「タックスヘイブン」のみをターゲットとするものではなく、もっと広い射程範囲の国際的な租税回避行為に適用されるものであることを明確化するため、「タックスヘイブン」の名称を外したのではないかと解釈できるのかもしれない。しかし、当然のことながら、名称を変更したからといって、国会での審議を経ることもなく、また、裁判所で判示されたわけでもないのに、立法趣旨を変更できるものではないだろう。課税庁による立法趣旨を超えた当該税制の適用範囲の拡大があってはならない。

(4) 国際的租税回避と課税の繰り延べ

本章(2)で見たとおり、タックスヘイブン対策税制の立法趣旨では、当該税制の射程範囲は国際的な租税回避であり課税の繰り延べではないと一般に解されているが、一方で、諸外国のCFC税制は、課税の繰り延べを明確に意識しそれを規制する税制として導入されている。例えばアメリカのサブパートFルールは、アメリカの納税者により支配された外国子会社による課税繰り延べの完全規制を内容とするケネディ大統領提案を受けて導入されたものとされている。また、各国のCFC税制の目的は、つまるところ「内国居住者（個人・法人）が、内国課税を繰り延べるために、特にタックス・ヘイブンに設立された被支配会社にパッシブ所得を移転することを回避すること²⁷」であるから、我が国の立法趣旨に「課税の繰り延べの規制」は入っていないからといって、課税の繰り延べに該当するようなものは規制対象から外すべきだというのは早計であろう。実際、平成17年度の税制改正で、内国法人が特定外国信託に利益を留保した場合には合算課税の対象とされることとなったが、これは当該信託の収益の分配時まで課税が繰り延べられることを利用した租税回避を防止する趣旨であるとされている²⁸。さらに、平成19年度の税制改正では、①特定軽課税外国法人²⁹の株式等を対価とする合併等の適格性の否認、②適格合併等に該当しない合併等でその対価として特定軽課税外国法人の株式等を交付する場合の株主段階での譲渡益課税、③タックスヘイブン対策税制の対象となる外国子会社の株式等を軽課税国の親会社に現物出資する場合の適格性の否認、④内国法人の株主が組織再編等により軽課税国に所在する実体のない外国法人を通じてその内国法人を支配することとなった場合における特定軽課税外国法人又はその外国子会社に留保した所得の合算課税、といった、タックスヘイブンの外国会

²⁶ 岩崎政明「法人税の国際的競争と調和－EUおよびOECDの動向の考察」『租税法研究』第26号36頁。

²⁷ 占部前掲注20書168頁。

²⁸ 『平成17年度改正税法のすべて』303-306頁。

²⁹ その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において課される税の負担が我が国におけるそれに比して著しく低い外国法人を指す。

社を介在させた国際的な租税回避防止措置が導入された。外国会社を利用した内国課税の繰り延べの中に、国際的な租税回避行為が見られるということであろう。

したがって、ここではむしろ、我が国の本税制に関し必要なことは、「規制されるべき」課税の繰り延べとそうでないもの³⁰を峻別し法令上明確化することにあると考えるべきである。それは適用除外要件の明確化によって実現されるものである。先に挙げた 3 ケースでも明らかなように、我が国の税制は、条文上、その点が曖昧であるか又は拡張解釈を許容する余地があり、立法での措置が十分ではないため、現状、裁判により明確化するというステップを経ることを余儀なくされている。

次章では、我が国と同様の制度を持つイギリスの CFC 税制に関し、欧州裁判所がその適用範囲を限定的に解釈した裁判例を検討し、我が国の本税制の解釈に応用できる点はないかみていきたい。

4. キャドバリー・シュウェップス事件の欧州裁判所判決

(1) 事件の概要³¹

イギリス居住法人であるキャドバリー・シュウェップス社³²(Cadbury Schweppes Plc)は、イギリス居住法人である子会社(Cadbury Schweppes Overseas Limited、以下CSOL)を通じて、アイルランドに間接的に 100%保有する子会社を二社(Cadbury Schweppes Treasury Services (以下CSTS)及びCadbury Schweppes Treasury International (以下CSTI))有している。両子会社は、グループ会社向けのファイナンスを行う目的で設立され、アイルランド・ダブリンの国際金融サービスセンター(International Financial Service Center in Dublin)制度の適用を受け、法人所得税率は 10%となっている³³。キャドバリー・シュウェップス社がダブリンの国際金融サービスセンターに金融子会社を設立した理由は、所得税率が 10%と低率であることのほか、イギリス金融当局の海外貸出に関する規制を回避することや、配当源泉税を軽減すること等にあった。なお、アイルランドは、元来EU域内では低所得水準国であり、国際金融サービスセンターによる優遇税制は、域内では了承されていた³⁴。しかし、当該センターに

³⁰ 占部前掲注 20 書 13 頁では、「『良い』課税の繰延べと『悪い』課税の繰延べ」という表現を使用している。

³¹ 本判決の評釈としては、Philip Simpson, “Case Notes, Cadbury Schweppes plc v Commissioners of Inland Revenue: the ECJ sets strict test for CFC legislation” *British Tax Review*, 2006 No.6 p.677-683.がある。

³² キャドバリー・シュウェップス・グループは、飲料・菓子を全世界で販売するメーカーである。

³³ 合算課税のあった 1996 年当時のアイルランドの通常の法人所得税率は 40%であった。

³⁴ 村井正「協調と競争—EUにおける税制調和のディレンマ—」『租税法研究』第 26 号 12

おける優遇税制は2010年までで、以後は通常の法人所得税率12.5%が適用される予定である。

イギリスの税務当局は、ダブリンの国際金融サービスセンターに所在するキャドバリー・シュウェッps社の子会社2社のうち、利益を計上していた子会社1社(CSTI)の1996年度の留保利益に関し、イギリスのCFC税制³⁵を適用し、そのイギリスの親会社であるCSOLに対し合算課税(税額約860万ポンド)を行った。イギリスの税務当局の認定によれば、CSTS及びCSTIはCFC税制の適用除外要件³⁶のいずれも満たしていなかった。

この課税処分に対し、キャドバリー・シュウェッps社及びCSOLは欧州裁判所に提訴し、イギリスのCFC税制はEU法、特にEC条約第43条に規定される「設立の自由(freedom of establishment)」に反しており、合算課税は違法であると主張した。

(2) 判決内容

本件提訴に対して、欧州裁判所の法務官(Advocate General)は2006年5月に、イギリスのCFC税制は、「完全に人為的な(又は仕組まれた)取引(wholly artificial arrangements)」を適用対象としている場合についてのみ、EU法に合致するものとして適用可能であるという見解を示した³⁷。法務官によれば、本件のようにイギリスの親会社が、グループ全体の租税負担を軽減するために、単に税率の低い国に子会社を設立するというだけでは、脱税(tax evasion)ないし租税回避(tax avoidance)には該当せず、また、設立の自由の濫用にも当たらないとされた。

法務官によれば、ここでいう「完全に人為的な取引」に該当する場合とは、以下の三つのうちいずれかひとつに当てはまる場合である。

- ① 子会社が実体のある会社として設立されていない場合。すなわち、当該子会社において事業を行うのに必要な事務所、従業員、備品を保有していない。
- ② 子会社で事業が実際に行われていない場合。すなわち、子会社の従業員が事業の意思決定を行うだけの資質を有していない。
- ③ 子会社の提供するサービスが経済的な価値を有しないため、親会社からの当該サービス

頁。

³⁵ Sections 747 to 756 of, and Schedules 24 to 26 to, ICTA.

³⁶ 1996年当時のイギリスのCFC税制における適用除外要件は、①容認可能な配当政策(acceptable distribution policy)を採っている、②適用除外事業を行っている、③株式公開を行っている(2007年度予算案で廃止が盛り込まれている)、④留保利益が少額である(£20,000、後に£50,000に引き上げ)、⑤動機テストを満たしている、であった。

³⁷ *Opinion of Advocate General Léger delivered on 2 May 2006, Case C-196/04, Cadbury Schweppes plc, Cadbury Schweppes Overseas Ltd v Commissioners of Inland Revenue.*

への対価の支払が、親会社から子会社への利益の移転であるとみることができる場合。

また、「完全に人為的な取引」に該当するか否かを判断する際には、親会社が子会社をなぜ EU 域内のその国に設立するのかという動機は、それがより有利な税務上のメリットを享受しようというものであったとしても、無関係であるとされた。

さらに、このような法務官の見解を受け、欧州裁判所は 2006 年 9 月 12 日に判決を言い渡し、EU 域内において CFC 税制の適用が正当化される「完全に人為的な取引」の要件として、①専ら税金を逃れる目的であること (*intended solely to escape that tax*)、② CFC の設立が経済的実体のない完全に人為的なものであること、が必要であると判示した³⁸。経済的実体がない場合とは、判決では、比喩的な表現であるが、「郵便受け (*letterbox*)」があるだけ又は「看板 (*front*)」のみの子会社を指すとしている。CFC 税制の適用が正当化されるのは、脱税であるか、又は租税回避を規制しようとする場合であり、それは上記二要件を満たす「完全に人為的な取引」に該当する場合だけであって、租税負担の軽減 (*reduction of national tax revenue*) だけでは課税要件として十分ではないとした。また、イギリスでもできることを現地で行っているという事実のみでは「完全に人為的な取引」とはいえないとした。さらに裁判所は、CFC 税制の適用を避けるために、納税者は CFC が実際に設立されその事業が真正であることを証明すればよいとした。本件については、租税負担軽減の意図があったとしても、アイルランドにおいて真正な経済活動 (*genuine economic activities*) を行っており、CFC 税制の適用がある「完全に人為的な取引」のケースに該当しないとされた。

この判決でいえることは、少なくとも EU 域内においては、EU 加盟国のタックスヘイブン対策 (CFC) 税制の適用は、外形的にもかなり明確な国際的な租税回避行為といえるようなものに限定されるということになる。租税をコストと見て、その負担を軽減するために税率の低い国を選択するという行動だけをみて、CFC 税制の適用が正当化されるわけではないようである。

(3) 判決の影響

CFC 税制の適用を相当程度限定的に解釈する本判決の衝撃は大きく、イギリス財務省は、当該判決を受けて、即座に CFC 税制の改正に着手した。現時点で判明している改正の内容 (2006 年 12 月 6 日発表の予算案) は以下の通りである³⁹。

① イギリス企業は、EU 加盟国又は欧州経済領域 (EEA) 加盟国にある事業拠点 (*business*

³⁸ 前掲注 31 論文 681 頁。

³⁹ HM Revenue & Customs, “2006 Pre-Budget Report: PBR Notes”, p.3-4.

establishment)における真正な事業活動から生じる CFC の所得については、合算対象所得から減額することをイギリス税務当局に申請できる。この場合、事業拠点において人員を配置する必要がある。

- ② EU 及び EEA 加盟国の居住者である CFC について、適用除外活動による適用除外のために新たに「実質的な管理(effectively managed)」要件を導入する。
- ③ 適用除外要件のうち株式公開(public quotation)要件を廃止する。

今回の税制改正は、イギリス財務省が、上記①に見られるように、欧州裁判所の判決内容に添うように、かつ財政への影響をも考慮し、最小限の調整のみで乗り切ろうとしている姿勢が見て取れる。今回の改正のポイントは真正な事業活動(genuine economic activity)を明確化しようとするものと思われるが、イギリス財務省の意図としては、従業員を雇用し CFCに人員を配置することこそがその要件であるということになる。これは我が国の平成 17 年度の税制改正で、一定の特定子会社等における適用対象留保金額から人件費の 10%相当額の控除が認められるようになったのと軌を一にしており、ここにも我が国とイギリスの CFC 税制の（立法方針に関する）親近性がみられる。しかし、キャドバリー・シュウェップス事件で問題となったアイルランドのグループ金融会社のように、現地に事務所もなく人員も配置していない場合⁴⁰は、今回の改正でも CFC 税制の適用対象から外れず、欧州裁判所の判決内容が十分反映されているとはいえないかもしれない。したがって、更なる税制改正を余儀なくされるだろうという見解も出されている⁴¹。

(4) わが国とイギリスの税制の比較

本判決の我が国への示唆を検討する前に、我が国とイギリスのタックスヘイブン対策税制（CFC 税制）を比較すると、概ね以下の通りとなる。

	日本	イギリス
制度導入の時期	1978 年	1984 年
合算対象法人(被支配外国会社・CFC の定義)	日本居住者が直接又は間接に議決権のある株式又は出資金額の 50%超を有する外国法人（外国関係会社）のうち、法人の所得に対する税負担が我が国に比して著しく低い（25%以下）国又は地域に本店を有するもの（特定外	イギリス以外の国の居住法人で、イギリス居住者によって支配されている法人(持分が 50%超保有されている場合)であり、かつ、その居住地国における税負担が軽い法人(税負担がイギリスの 4 分の 3 未満となる場合)

⁴⁰ Peter Nias and James Ross, “United Kingdom Tweaks CFC Regime”, *Tax Notes International*, January 8, 2007, p.8-9.

⁴¹ 前掲注 40 論文 8-9 頁。

	国子会社等)	
合算課税を受ける株主	外国関係会社の株式等を直接又は間接に 5%以上保有する内国法人等及び個人	CFC 持分の 25%以上を直接保有している株主。CFC の留保利益がその持分割合に応じて株主の課税所得に合算される。
対象とされる国又は地域	税負担が我が国に比して著しく低い (25%以下) 国又は地域	法人所得税負担がイギリスの 4 分の 3 未満となる国 (22.5%未満)
合算対象所得	CFC の全所得	CFC の全所得
適用除外	特定外国子会社等がその国・地域において実体のある事業活動を営む場合は適用除外としている。	容認可能な配当政策を実施している等一定の適用除外要件に該当する場合は合算課税されない。また、適用除外国リスト(ホワイトリスト)がある。
二重課税等の調整措置	特定外国子会社等に課された外国法人税額については、外税控除の適用がある。また、合算課税の対象となった所得からの配当は、合算課税から 10 年以内であれば損金に算入される。	CFC が合算されていた利益から配当した場合は、その配当はイギリス居住者において課税されるが、合算課税により納付していたイギリスの税額は、外税控除の対象となる外国法人税と取り扱うことにより二重課税を排除。

イギリスは我が国より遅れてタックスヘイブン対策税制が導入されたが、その際には主として日本の規定をモデルにしたといわれる⁴²。そのためか、イギリスの制度は、主要な部分で日本との類似性が高く、特に以下の点が共通している。

① 合算課税の方法

我が国と同様、イギリスの制度は特定の軽課税国に置かれた外国法人の所得に、内国株主の持分割合を乗じて内国株主に帰属させるというもので、対象法人限定方式(entity approach)又は地域指定方式(designated jurisdiction approach)といわれる。この方法は、タックスヘイブン国・地域にある外国法人について、一定の基準に該当した場合、その留保所得を全額合算対象とするものである。アメリカ等で採用される、ある一定の規制の対象となる所得(tainted income 又は passive income)を外国法人が稼得すると、その未分配所得は内国法人に帰属するという考え方(対象取引限定方式、tainted income approach 又は transactional approach)と対比される。我が国やイギリスのアプローチの場合、適用除外に該当しない場合には、被支配会社の該当年度の「全所得」が内国株主において合算されることとなる。これは対象取引限定方式を採用する国よりもドラスティックな課税方法であり、実体ある

⁴² 占部前掲注 20 書 15 頁。

事業活動に基づく所得も規制の網にかかってしまうという欠点がある。例えば、前述のケース 3 のように、香港であれ中国であれ製造行為を行っているにもかかわらず、仮に主として本店所在地国以外で製造行為を行っている場合には機械的に所在地国基準を満たしていないと判定され、適用除外が受けられないというのであれば、それは不合理であろう。

イギリスにおいては、この欠点を補うべく、被支配会社の設立がイギリスでの課税の回避ではないという主張が認められれば、適用除外が受けられる（いわゆる「動機テスト(motive test)」）。法令の機械的な適用を避ける意味で注目すべき規定であるが、その運用基準が明確でないときちんと機能しないリスクがあり、実際イギリスでこの規定の適用を受けるケースは多くないともいわれている。今回のキャドバリー・シュウェップス事件は、判決内容から見て、動機テストが認められてしかるべきものであったということになるだろう。これから考えると、立法上、動機テストを最終的な安全ネットとして設ける方法よりも、適用除外基準の条文上の明確化のほうが制度の運用上は有効であるといえるかもしれない。

② 軽課税国の基準

我が国の場合、軽課税国の判定基準は、租税負担率が 25%以下としており、イギリスもイギリスにおける税負担の 4 分の 3 未満（すなわち 22.5%未満）としている。我が国の租税負担率 25%の基準は平成 4 年の税制改正で採用されたものであるが、制度導入時にも既に実効税率 25%未満を軽課税国とする考え方が示されており⁴³、両国とも、自国の税負担より一定割合低いものを軽課税国としている点で同じアプローチを採用している。ただし、イギリスは適用除外国リスト（ホワイトリスト⁴⁴）を別途公表しており、納税者の予測可能性の確保という面で我が国の制度より優れていると思われる。

(5) 判決の持つ意味とわが国税制への示唆

我が国のタックスヘイブン対策税制の意義を考える上で、欧州裁判所の本件判決をどう評価するのかということであるが、まず本件判決は、EU法の解釈を争った事案であり、EU域外である我が国のタックスヘイブン対策税制とはなんら関係がないという意見があり得る。筆者のEU法及び条約と域内各国の租税法との関係についての知識は限られており、本稿でその面からの理論的な検討を行うことはできない。また、本件判決は、EU及びEEA加盟国域内であれば、「真正な経済活動」の範囲を比較的広く捉え、CFCにおける人員の配置がな

⁴³ 高橋前掲注 13 書 98 及び 102 頁。

⁴⁴ アイルランドは当該リストに含まれておらず、イギリスからみればEU域内にもかかわらずタックスヘイブンとされる可能性のある国といえよう。その意味で、来料加工をめぐる日本と香港・中国との関係に類似しているといえるかもしれない。

い金融会社までも適用対象から外れることを示唆しており⁴⁵、その法理の我が国へのそのままの導入は、我が国のタックスヘイブン対策税制の立法趣旨である国際的な租税回避の防止の実効性を著しく阻害する可能性があるため、適当ではないであろう。

しかし、本件判決は、単に EU 域内の限定された枠内でのみ通用する判断を示したというよりはむしろ、我が国のように全世界所得課税を採用する国における CFC 課税の適用範囲についての判断基準を示したものであると評価すべきではないだろうか。すなわち、現地国の拠点に実体があり、かつ、そこでやっている事業そのものが真正な経済活動であれば、国際的な租税回避があったとはいえ、CFC 税制の適用の対象外であるという法理を示したと評価することも可能であると思われる。本件判決を評価する上で、これがイギリス税制に関するものであり、欧州の中でも事業所得について原則として国外所得免除制度を採用するフランスやドイツの税制に関するものではないことにも留意すべきである。我が国のタックスヘイブン税制の基本構造がイギリスのそれと同じであることを勘案すると、当該判決は我が国においても注目すべき国際的な CFC 税制の解釈の動向として、タックスヘイブン対策税制の適用範囲を考える際には、一つの重要な参考資料となり得ると考えられる。

5. タックスヘイブン対策税制の適用範囲の限定

(1) タックスヘイブン対策税制の適用範囲の限定の意義

前章で見てきたように、欧州裁判所の判決では、EU 域内においてイギリスの CFC 税制は「完全に人為的な取引」に該当する場合にのみ適用されるというように、その適用範囲が明確に限定されるべきとの判断が示されている。我が国やイギリスのように対象法人限定方式により合算課税を行う形態の CFC 税制は、CFC が適用対象に該当する場合には、すべての所得が合算対象となるというドラスティックな側面があり、それを緩和するため、適用除外要件が定められている。適用除外要件を具体的にどう定めるかは、各国の租税政策の問題であるが、その際の基準は、欧州裁判所でも示された、①現地の CFC が実体のある拠点であり、かつ、②CFC において真正な経済活動を行っている、ということになる。これは、我が国の立法趣旨である、国際的租税回避を防止しつつ正常な海外投資活動を阻害しないという考え方も一致する。その意味で、我が国においても、タックスヘイブン対策税制の適用に関しては、規制すべき国際的租税回避を明確化しかつ限定するとともに、その基準から外れるものには本税制を適用しないという課税原則こそが現在求められているものと思われる。

⁴⁵ 前掲注 40 論文 8-9 頁。前掲注 31 論文 682 頁 Note 31。

(2) 我が国の課税事案と適用範囲の限定

それでは、先に挙げた 2 章の各ケースをどのように考えるべきであろうか。いずれの事例もタックスヘイブン対策税制の導入時及び改正時に念頭に置いていた事業ないし取引形態ではないか、少なくとも念頭に置いていたかどうか明確ではないものと考えられ、その結果、文理解釈からはいずれも明確な指針を見出すことは困難である。本稿は、タックスヘイブン対策税制の適用に関する問題点を横断的に論じることを目的としているため、各事案の詳細について立ち入ることはしないが、本税制の「適用範囲の限定」という手法による事案解決のための道筋を示すため、ここではまず各事案について大掴みに論点の入り口と方向性を整理することが重要と考えられる。すなわち、事実関係にもよるが、まず以下のように整理してみてもどうか。

(ケース 1) 海外で行われた組織再編が現地国の税制において課税繰り延べとなるものか、そうではないか。組織再編により移転する資産が帳簿価格で引き継がれる場合のように、課税繰り延べとなるもの⁴⁶は、「良い」課税繰り延べと捉え、合併法制のない国における営業譲渡を含め、タックスヘイブン対策税制の適用範囲から外すべきであろう。

(ケース 2) グループ会社への統括機能という新しいサービスをどう評価するのか。現地において提供する人員を配置した地域統括サービスに経済合理性があれば、タックスヘイブン対策税制の適用範囲から外すべきであろう⁴⁷。なお、イギリスにおいては、適用除外活動に従事している実体のある法人からの配当が主たる所得である持株会社については、CFC の適用を受けないという規定があるが、我が国の税制においても参考となるだろう⁴⁸。

(ケース 3) 香港と中国にまたがって製造を行っている事業形態をどう評価するのか。香港法人に実体があり製造機能を持つような場合、このような事業形態を国際的な租税回避とする合理性を見出すことは困難であるため、タックスヘイブン対策税制の適用範囲から

⁴⁶ 課税庁職員の「私見」ではあるが、「現地の法令によって、課税の繰延べの適用を受けた金額については、租税負担割合の計算上の『外国法人税の課税標準に含まれないこととされる金額（分母の金額）』に含めないで差し支えないものと考えます。」とされている。秋元秀仁「外国子会社合算税制の適用に関する最近の事例研究(上)」『国際税務』Vol.27 No.5 46-48 頁。

⁴⁷ これについては平成 17 年度の税制改正において、一定の特定外国子会社等における適用対象留保金額から人件費の 10%相当額の控除が認められたことから多少前進したが、統括サービス機能について当税制上どう評価するのかについては何ら指針が示されていない。実務家の立場から見ると、当該改正は、事例として掲げたもの以外にも適用除外の要件について解釈上疑義がある点がいまだに多いにもかかわらず、そこには手をつけず消極的な解決を図ったものであり、単なる問題の先送りに過ぎないようにしかみえないのであるが、それは酷な評価であろうか。

⁴⁸ 占部前掲注 20 書 53 頁参照。

外すべきであろう。例えば、香港子会社⁴⁹が来料加工において生産管理を主体的に行っている事実を捉え、所在地国基準が適用される製造業と認定する。さらに、製造行為は香港及び中国の工場に面的広がりを持って一体で行っており、かつ香港法人が主たる製造機能(生産管理というより高度な機能)を有し製造リスクを負担しているとみて、主として本店所在地国内(香港)で製造行為を行っているとして解釈することもあながち無理ではないと思われる。香港と中国との歴史的、地理的關係を踏まえると、(本店)所在地国基準を多少緩和して解釈の方が、適用除外基準を設けた立法趣旨、すなわち正当な海外投資活動を阻害しないという考え方に適っており、許容可能かつより合理的な解釈といえるのではないだろうか。そもそも所在地国基準は、「これら(筆者注:製造業等)の事業を、主としてその本店所在地国内で行っていること、つまり、製造業であれば製造行為を、小売業であれば販売行為を主としてその地で行っていないなければならないというものである⁵⁰。」と解されるものであり、国境等を越えた製造行為が行われているからといって直ちに基準を満たさないというような硬直的なものではないはずである。本ケースは、究極的には、製造行為という「真正な事業活動又は実業(genuine economic activity)」からの利得を合算課税の対象として取り込むことの是非が問われていると思われる⁵¹。

ケース2及び3に共通する論点として、主たる業種をどう判断するのかという問題がある。これらのケースで、租税特別措置法通達66の6-17の定めにより、実務上、主たる事業の判断基準に原則として総務省の日本標準産業分類を使用するのは、当該分類が日本国内の産業及び事業所を対象としていることを考慮すると、海外で行われるグループ統括サービス機能や特定の地域で行われる委託加工取引を分類する基準にはすぐわず問題ではないかと思われる。むしろ、このような新たな事業形態や我が国では見られない取引については、借り物の尺度を無理にあてはめるのではなく、積極的に新たに租税法独自の基準を示すべきであろう。

6. おわりに

我が国のタックスヘイブン対策税制は、その導入時の立法趣旨を見る限り、あくまで国際的な租税回避の防止規定であったにもかかわらず、近年の当該税制の執行方針と課税事案はそれから乖離し徒に適用範囲を拡大しているようにもみえる。本税制による課税案件に

⁴⁹ 当該香港法人は、タックスヘイブン対策税制の適用除外のために必要な要件である、事業基準、実体基準、管理支配基準を満たしていることを前提とする。

⁵⁰ 高橋前掲注13書133頁。

⁵¹ 高橋前掲注13書を通読したが、来料加工のような事業形態をどう取り扱うか意識した記述はみられなかった。これはタックスヘイブン対策税制導入時には、我が国企業において未だ来料加工が普及していなかったことを踏まえると当然であり、立法時の時代背景をも考慮して所在地国基準を判断の方が妥当な結論が導き出されると思われる。

については既に裁判所において審理中の事案もあり、裁判所の判断が待たれるが、その適用範囲については、立法趣旨に立ち返って、国際的な租税回避の事案に限定される方向で「明確化の指針」が示されるのではないかと期待されるところである。

さらに、前章で具体的事案の解釈の方向性を示したが、これらについては、裁判所で判断されるか否かにかかわらず、税制改正により適用除外のガイドラインを明確に示すのが筋で、仮に機動的な税制改正が無理なのであれば、少なくとも通達の発遣により迅速に対応すべき事項であると思われる⁵²。それが納税者の予測可能性を確保し、ひいては税務行政への信頼性を高めることにもつながるであろう。もちろん、これは課税庁のみの問題ではなく、納税者や実務家の側からも積極的に問題の所在を提示し、関係各方面の認識を高める地道な努力が求められると思われる。

⁵² 高橋前掲注 13 書 97 頁において、「これらいずれの基準も総合判断に依存する面が強く、具体的な運用において今後経験が積み重ねられるにつれて納得的な判定基準が形成されていることとなろう。」とあるが、残念ながら、企業の経済取引の急速な変化に対して、税制改正や通達等の発遣は遅々として進んでいないと感じている納税者や実務家は少なくないだろう。